平成28年6月6日

信越ポリマー株式会社

第56回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード：7970

日時　**平成28年6月28日（火曜日）** 午前10時

場所　東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
JR神田万世橋ビル
ステーションコンファレンス万世橋（4階）

招集ご通知

添付書類

事業報告／計算書類（連結・個別）／監査報告書

参考書類

決議事項

第1号議案 **剰余金の配当の件**

第2号議案 **当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件**

ShinEtsu

議決権行使の方法についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

株主総会への出席による議決権行使の場合

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

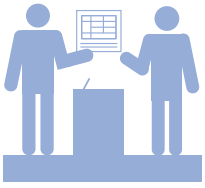

株主総会開催日時
平成28年６月28日（火曜日）
午前10時

書面（議決権行使書）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

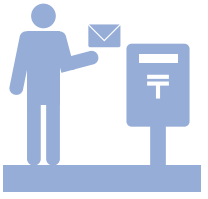

行使期限
平成28年６月27日（月曜日）
午後５時35分

インターネット等による議決権行使の場合

所定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。



行使期限
平成28年６月27日（月曜日）
午後５時35分

（ 目　次 ）

	頁
招集ご通知	1
事業報告	4
１．企業集団の現況に関する事項	4
２．会社の株式に関する事項	13
３．会社の新株予約権等に関する事項	14
４．会社役員に関する事項	15
５．会計監査人の状況	20
６．業務の適正を確保するための体制に関する事項	21
連結貸借対照表	24
連結損益計算書	25
連結株主資本等変動計算書	26
［ご参考］（要約）連結キャッシュ・フロー計算書	27
貸借対照表	28
損益計算書	29
株主資本等変動計算書	30
連結計算書類に係る会計監査報告	31
計算書類に係る会計監査報告	33
監査役会の監査報告	35
株主総会参考書類	37
第１号議案　剰余金の配当の件	37
第２号議案　当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	38
電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内	42
会場ご案内図	裏表紙

（証券コード　7970）
平成28年６月６日

株　主　各　位

東京都千代田区神田須田町一丁目９番地
信越ポリマー株式会社
代表取締役社長　小　野　義　昭

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

このたびの「平成28年熊本地震」により、被災された皆様に心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年６月27日（月曜日）午後５時35分までに、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権の行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合］

所定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使に際しましては、42頁以下に記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご参照くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

2．場　　所　東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
ＪＲ神田万世橋ビル　ステーションコンファレンス万世橋（４階）

3．目 的 事 項

報 告 事 項
1．第56期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第56期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4．招集に当たっての決定事項

⑴　議決権行使書面に議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。

⑵　議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）による方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものといたします。

⑶　電磁的方法（インターネット等）の議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として当社は取り扱います。

5．インターネット開示についてのご案内

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shinpoly.co.jp/）に掲載しております。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shinpoly.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では個人消費が堅調に推移するなど、総じて景気回復が続き、欧州も国ごとに濃淡がありましたものの、緩やかな回復傾向にありました。アジアでは中国の景気減速やASEAN諸国での景気鈍化がみられました。また、日本経済は、円安進行による輸入コストの上昇などがありましたものの、企業収益の改善傾向が継続し、個人消費も底堅く緩やかな景気回復基調が続きました。

当社グループ関連の事業環境につきましては、自動車関連分野、半導体及びＯＡ機器関連分野の需要が堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、販売面では、成長製品拡販に注力した営業活動を国内外で継続展開し、生産面では、能力増強、生産効率及び品質向上などを目的とした設備投資を積極的に進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高750億39百万円（前期比4.6％増）、営業利益41億１百万円（前期比83.8％増）、経常利益45億32百万円（前期比58.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益31億51百万円（前期比77.3％増）となりました。

⑵　事業別の概況

事業別の売上高は、次のとおりであります。

事業の名称等	前連結会計年度 (第55期)	当連結会計年度 (第56期)
電子デバイス事業	188億75百万円	199億33百万円
精密成形品事業	286億44百万円	303億77百万円
住環境・生活資材事業	184億35百万円	182億　5百万円
その他	57億53百万円	65億22百万円
合計	717億　7百万円	750億39百万円

<電子デバイス事業>

当事業では、自動車関連入力デバイスを中心に順調な出荷が続き、全体として売上げは前年度を上回り、利益は大幅に伸長しました。

入力デバイスは、自動車の電装化進展を背景に自動車用キースイッチ及びタッチスイッチの出荷が順調に推移し、薄型ノートパソコン用タッチパッドの出荷も堅調で、売上げを伸ばしました。

ディスプレイ関連デバイスは、液晶接続用コネクターが堅調に推移しましたが、視野角制御フィルム（ＶＣ-Ｆｉｌｍ）はＡＴＭ向けが低迷し横ばいとなりました。

コンポーネント関連製品は、半導体検査用コネクターが順調に推移しました。

この結果、当事業の業績は、売上高199億33百万円（前期比5.6％増）、営業利益13億６百万円（前期比43.0％増）となりました。

<精密成形品事業>

当事業では、半導体関連容器、ＯＡ機器用部品及びキャリアテープ関連製品の出荷が順調に推移し、全体として売上げは前年度を上回り、利益は大幅に伸長しました。

半導体関連容器は、半導体業界の高水準な需要を背景に主力製品の出荷が好調に推移し、売上げを伸ばしました。

ＯＡ機器用部品は、主要ユーザー向け製品の出荷が回復したことから、売上げは前年度を上回りました。

キャリアテープ関連製品は、自動車向けやスマートフォン向け電子部品などの需要が堅調で、売上げは前年度を上回りました。

シリコーンゴム成形品は、主力のメディカル関連製品や建材関連製品などの出荷が安定的に推移し、売上げを伸ばしました。

この結果、当事業の業績は、売上高303億77百万円（前期比6.1％増）、営業利益36億29百万円（前期比65.9％増）となりました。

<住環境・生活資材事業>

当事業では、市場の需要低迷と価格競争の激化により、全体として売上げは伸び悩みましたものの、原材料価格安などにより、利益改善が進みました。

ラッピングフィルムなど包装資材関連製品は、食品スーパーマーケット向けが横ばいでしたが、外食産業向けの出荷が堅調に推移し、売上げは前年度を上回りました。

塩ビパイプ関連製品は、住宅着工戸数の伸び悩みにより、受注量確保が厳しい状況が続き、売上げは前年度を下回りました。

機能性コンパウンドは、自動車用が安定的に推移したものの、電線用が低迷し、売上げは前年度を下回りました。

外装材関連製品は、需要低迷と価格競争激化などの影響により、売上げは伸び悩みました。

この結果、当事業の業績は、売上高182億５百万円（前期比1.2％減）、営業損失50百万円（前期は７億12百万円の損失）となりました。

<その他>

工事関連では、首都圏を中心に商業施設の新築・改装物件の受注を獲得するなど、全体として、売上げは前年度を上回りました。

なお、上記各事業に含まれない新規事業開発関連をその他に含めております。

この結果、その他の業績は、売上高65億22百万円（前期比13.4％増）、営業損失７億40百万円（前期は１億15百万円の損失）となりました。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達はありません。

⑷ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、44億24百万円であります。

その主なものは、電子デバイス製品製造設備及び精密成形品製造設備（電子デバイス事業及び精密成形品事業）であります。

⑸ 対処すべき課題

当社グループは、シリコーンや各種プラスチック、導電性素材を主とした「素材配合」、「複合化」、「精密成形加工」などの基盤技術を駆使し、既存事業領域やその周辺事業領域において新しいビジネス創出に注力していくことを喫緊の課題としております。市場環境の変化に迅速に対応し、伸びる市場に照準を合わせた新製品開発と販売力強化及び新規顧客開拓に努め、持続的な成長を目指してまいります。

電子デバイス事業では、自動車用やノートパソコン用の入力デバイス製品を成長のけん引役として、付加価値の高い製品構成の構築をさらに推し進めてまいります。海外事業展開を強化していく中で、タッチ入力製品など優位性の高い新製品の販売に注力し、事業の持続的成長に努めてまいります。

精密成形品事業では、半導体・電子部品関連容器（ウエハーケース、キャリアテープ）の評価・分析技術の一層の高度化により製品の品質・性能をさらに高め、半導体プロセスの微細化や電子機器の小型化に伴うお客様の新しいニーズに的確に対応して、拡販を図ります。ＯＡ機器用部品は、新興国や北米向けプリンター用部品の需要に確実に対応するとともに、複合機用部品の需要を取り込んで収益の拡大を図ります。また、お客様の動向に応じて海外生産体制を見直すなどコスト競争力の強化を行ってまいります。シリコーンゴム成形品については、医療用関連製品の海外展開を進めるとともに、高透明製品などの当社独自技術を生かした新製品開発及び新規市場開拓にも注力してまいります。

住環境・生活資材事業では、塩ビ関連製品の物流コスト削減や非塩ビ関連製品の拡充・拡販などにより、収支改善に努めてまいります。特に、自動車用や電線用などの機能性コンパウンドや、さまざまな用途が考えられる導電性ポリマー、薄膜フィルムなど付加価値のある新製品の拡販を推し進めるとともに、それらの生産能力増強に取り組み、収益の確保を目指してまいります。

当社グループは、安全第一に、地球環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を念頭に行動するとともに、コーポレートガバナンスの充実及びリスク管理に万全を期し、企業体質の強化及び企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	第53期 (平成25年3月期)	第54期 (平成26年3月期)	第55期 (平成27年3月期)	第56期 (平成28年3月期) [当連結会計年度]
売上高 (百万円)	60,669	67,332	71,707	75,039
営業利益 (百万円)	944	1,314	2,231	4,101
経常利益 (百万円)	1,291	1,662	2,865	4,532
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	210	720	1,777	3,151
1株当たり当期純利益 (円)	2.59	8.86	21.85	38.55
総資産 (百万円)	81,342	88,644	93,889	92,845
純資産 (百万円)	63,020	68,088	72,250	71,253

(注)　1株当たり当期純利益は、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益であります。

⑺　重要な親会社及び子会社の状況等

①　親会社の状況

当社の親会社は、信越化学工業株式会社であります。

同社は当社の株式を52.5％保有しており、当社は同社から塩化ビニル樹脂、シリコーンを含む原材料の仕入れ等を行っております。

（注）　株式の保有比率は、自己株式を控除して計算しております。

②　親会社との間の取引について

ア．当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たっては、価格その他の条件について、一般的な取引条件と同様の条件によることを基本とし、交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

イ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場会社として、親会社からの独立性を確保して経営及び事業活動を行っており、また、上記ア．のとおり、当社の利益を害さないように留意していることから、当社取締役会は、親会社との取引の内容が適切であり、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

③　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
信越ファインテック株式会社	百万円 300	% 100	「電子デバイス製品」、「精密成形品」及び「住環境・生活資材」等の販売並びに建築内外装・店舗等の設計・施工
Shin-Etsu Polymer America,Inc.	千米ドル 7,000	100	「電子デバイス製品」の販売
Shin-Etsu Polymer (Malaysia)Sdn.Bhd.	千マレーシアリンギット 41,500	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の製造
Shin-Etsu Polymer Europe B.V.	千ユーロ 3,640	100	「電子デバイス製品」の販売
蘇州信越聚合有限公司	千米ドル 15,300	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の製造
Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co.,Ltd.	千香港ドル 14,414	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
Shin-Etsu Polymer Singapore Pte.Ltd.	千シンガポールドル 6,682	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売

（注）1．主要な事業内容は、各事業の名称等により記載しております。
2．平成27年12月29日、蘇州信越聚合有限公司は、当社の完全子会社となりました。
3．当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

⑻ 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、下記製品の製造及び販売等を行っております。

主　要　事　業	主　要　製　品
電子デバイス事業	入力デバイス、ディスプレイ関連デバイス、コンポーネント関連製品
精密成形品事業	ＯＡ機器用部品、シリコーンゴム成形品、半導体関連容器、 キャリアテープ関連製品
住環境・生活資材事業	ラッピングフィルム等包装資材関連製品、 プラスチックシート関連製品、機能性コンパウンド、 塩ビパイプ関連製品、外装材関連製品
その他	工事関連他

⑼ 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

① 当　社

本　　社：東京都千代田区神田須田町一丁目９番地
支店・営業所：大阪支店、名古屋支店、福岡支店、仙台営業所
工　　場：東京工場、児玉工場（以上、埼玉県）、南陽工場（山口県）

② 子会社

販売・工事他：信越ファインテック株式会社（東京都）
販　　売：信越聚合物(上海)有限公司（中国）
Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co.,Ltd.（同上）
Shin-Etsu Polymer Vietnam Co.,Ltd.（ベトナム）
Shin-Etsu Polymer（Thailand）Ltd.（タイ）
Shin-Etsu Polymer Singapore Pte.Ltd.(シンガポール)
Shin-Etsu Polymer America,Inc.（アメリカ合衆国）
Shin-Etsu Polymer Europe B.V.（オランダ）
製　　造：浦和ポリマー株式会社（埼玉県）
株式会社サンエース（同上）
しなのポリマー株式会社（長野県）

新潟ポリマー株式会社（新潟県）
蘇州信越聚合有限公司（中国）
東莞信越聚合物有限公司（同上）
Shin-Etsu Polymer（Malaysia）Sdn.Bhd.（マレーシア）
P.T. Shin-Etsu Polymer Indonesia（インドネシア）
Shin-Etsu Polymer India Pvt.Ltd.（インド）
Shin-Etsu Polymer Hungary Kft.（ハンガリー）

（注）1．平成28年２月23日、Shin-Etsu Polymer Vietnam Co.,Ltd.（ベトナム）を新設しました。
2．上記のほか、Shin-Etsu Polymer México,S.A.de C.V.が、清算手続中であります。

⑽ 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子デバイス事業	1,895名	−40名
精密成形品事業	1,691名	＋ 4名
住環境・生活資材事業	264名	−12名
その他	92名	＋28名
合計	3,942名	−20名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
612名	＋ 4名	46歳	20年

⑾ 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数

320,000,000株

⑵ 発行済株式の総数

82,623,376株

（自己株式752,082株を含んでおります。）

⑶ 株　　主　　数

10,226名

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
信越化学工業株式会社	42,986	52.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,097	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,549	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	1,169	1.4
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE-HCR00	1,029	1.2
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC）	854	1.0
日本生命保険相互会社	768	0.9
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	761	0.9
MSCO CUSTOMER SECURITIES	745	0.9
CBLDN KIA FUND 136	658	0.8

（注）１．上記のほかに、信越ポリマー株式会社名義の株式（自己株式）が752千株ありますが、上記大株主からは除いております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度末日における新株予約権の状況

新株予約権の数	目的である株式の種類及び数
3,872個	普通株式　387,200株

（注）　新株予約権１個につき発行する株式数は、100株であります。

⑵　当事業年度末日における会社役員の保有する新株予約権の状況

	発行年度	新株予約権の数	目的である株式の種類・数	払込金額	行使価額	人数	権利行使期間
取締役	平成23年度	1,111個	普通株式 111,100株	１株当たり 47円	１株当たり 414円	４名	平成23年12月１日から 平成28年11月30日まで
	平成24年度	900個	普通株式 90,000株	１株当たり 34円	１株当たり 342円	４名	平成24年12月１日から 平成29年11月30日まで
監査役	平成23年度	50個	普通株式 5,000株	１株当たり 47円	１株当たり 414円	１名	平成23年12月１日から 平成28年11月30日まで

（注）１．社外取締役は、当社の新株予約権を保有しておりませんので、上記表中の取締役には、社外取締役は含まれておりません。
２．監査役が保有している新株予約権は、子会社の取締役在任中に交付されたものであります。なお、社外監査役は、当社の新株予約権を保有しておりませんので、上記表中の監査役には、社外監査役は含まれておりません。
３．平成25年度、平成26年度及び平成27年度は、新株予約権を発行しておりません。
４．新株予約権の行使の条件
ⅰ　新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった場合、該当しなくなった日から２年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。
・　当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
・　当社のグループ会社又は当社が認めた会社若しくは団体等の役員又は従業員
ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から６箇月間に限りこれを行使することができる。
ⅲ　その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑶　当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	日浦　致	
代表取締役社長	小野　義昭	
専務取締役	小崎　啓	技術生産本部長
常務取締役	小池　忠彦	管理本部長
取締役	波多　健治郎	明治安田生命保険相互会社名誉顧問
取締役	轟　茂道	公認会計士・税理士　轟茂道事務所所長
取締役	川村　豊	環境保安関係担当 社長室長
取締役	髙山　徹	営業本部海外営業統括室長
取締役	出戸　利明	営業本部長
取締役	古川　幹雄	営業本部営業第三部長
取締役	菅野　悟	技術生産本部副本部長
取締役	柴田　靖	管理本部人事部長
常勤監査役	小川　哲夫	
常勤監査役	野口　修一	
監査役	細木　幸仁	

（注）１．平成27年６月24日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、熊井誠一氏は任期満了により、取締役を退任しました。
２．平成27年６月24日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、渡瀬昌彦氏は任期満了により、また、林田　章氏は辞任により、それぞれ監査役を退任しました。

3．平成27年６月24日開催の第55回定時株主総会において、新たに、取締役に轟　茂道氏が、また、監査役に細木幸仁氏が、それぞれ選任され、就任しました。
4．取締役　波多健治郎及び轟　茂道の両氏は、社外取締役であります。なお、取締役　波多健治郎及び轟　茂道の両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5．監査役　野口修一及び細木幸仁の両氏は、社外監査役であります。なお、監査役　野口修一氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6．当社は、定款の規定に基づき、社外取締役　波多健治郎及び轟　茂道の両氏並びに社外監査役　野口修一及び細木幸仁の両氏とそれぞれ責任限定契約を締結しております。
その内容の概要は、次のとおりであります。
[社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の概要]
当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。
7．次のとおり、取締役の担当を変更しております。

（平成27年10月１日付）

氏　名	新　担　当	旧　担　当
菅野　悟	技術生産本部副本部長	技術生産本部副本部長、児玉工場長

（平成28年４月１日付）

氏　名	新　担　当	旧　担　当
小崎　啓	営業・開発・生産関係担当	技術生産本部長
菅野　悟	開発本部長	技術生産本部副本部長

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報 酬 等 の 総 額
取　締　役	13名	265百万円
監　査　役	5名	32百万円
合　　計	18名	297百万円

（注）1．期末現在の人員は、取締役12名、監査役３名であります。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額は含まれておりません。
3．取締役の報酬等の額には、当事業年度中の取締役賞与引当金繰入額が含まれております。
4．上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は６名、34百万円であります。
5．上記のほか、社外役員が当社の親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等の額は１名、７百万円であります。
6．上記のほか、退職慰労金として、当事業年度に退任した取締役１名に対し、14百万円、社外監査役１名に対し、２百万円を支払っております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 社外取締役　轟　茂道氏は、公認会計士・税理士　轟茂道事務所所長を兼職しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

・ 社外監査役　細木幸仁氏は、当社の親会社である信越化学工業株式会社の新規製品部担当部長を兼職しておりましたが、平成27年12月31日付で同社を退職しました。
　当社は、信越化学工業株式会社から塩化ビニル樹脂、シリコーンを含む原材料の仕入れ等を行っております。

② 社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	波　多　健治郎	当事業年度の取締役会のうち９割に出席し、必要に応じて、主として、経験豊富な経営者としての大局的観点及び独立的・客観的な立場から発言を行っております。
取　締　役	轟　　茂　道	就任後開催された当事業年度の取締役会のすべてに出席し、必要に応じて、主として、経験豊富な公認会計士・税理士の専門的視点及び独立的・客観的な立場から発言を行っております。
監　査　役	野　口　修　一	当事業年度の取締役会のすべてに、また、当事業年度の監査役会のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、経営的見地及び独立的・客観的な立場から発言を行っております。
監　査　役	細　木　幸　仁	就任後開催された当事業年度の取締役会のすべてに、また、就任後開催された当事業年度の監査役会のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、業務上の豊富な経験を生かして、また、客観的な立場から発言を行っております。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、役割などを考慮し、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議で決定しております。

① 取締役

取締役の報酬は、業績及び株価を反映させ、企業価値向上に対する取締役の経営責任を明確にすることから、役割に応じた「基本報酬」に加えて、年次業績が反映する「賞与」及び「ストックオプション」としております。

なお、社外取締役の報酬については、その職務から、役割に応じた「基本報酬」のみとしております。

② 監査役

監査役の報酬は、業績に対する客観性を重視し、役割に応じた「基本報酬」としております。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　監査法人　原会計事務所

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

［会計監査人との責任限定契約の概要］

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

⑶ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の会計監査人としての報酬等の額	51百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

２．監査役会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

３．当社の重要な子会社のうち、Shin-Etsu Polymer America,Inc.、Shin-Etsu Polymer（Malaysia）Sdn.Bhd.、Shin-Etsu Polymer Europe B.V.、蘇州信越聚合有限公司、Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co.,Ltd.及びShin-Etsu Polymer Singapore Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められるなど必要があると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6．業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を定め、内部統制システムの構築、整備及び運用が重要な経営の責務であると認識し、この基本方針に従って、内部統制システムの構築、整備及び運用をしております。

⑴　業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムに関する基本方針を定めており、その概要は、次のとおりであります。

① 当社グループ（当社及び当社子会社をいう。以下同じ。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し、公正な企業活動を行い、社会に貢献することを企業理念としており、当社グループのコンプライアンス方針、コンプライアンスマニュアルを定めるとともに、コンプライアンス委員会が組織横断的に対応します。

また、当社グループでは、コンプライアンス教育の実施、内部通報制度（ホットライン）の設置など、当社グループ全体で、コンプライアンスマニュアルに基づく企業行動を推進します。

反社会的勢力との関係は遮断します。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の議事録、稟議決裁書など職務執行・意思決定に係る文書（電磁的記録によるものを含む。）を文書管理規程その他情報資産に関する社内規程に基づき、適切に保存し、管理します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体の総合的なリスク管理体制を整備するとともに、リスク管理に関する諸規程を整え、事業活動に関するリスクに対応します。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会のほか各種委員会等により、意思決定の迅速化を図るとともに、業務の運営については、各取締役の業務分担を明確にし、当社グループ全体の目標を定め、事業計画等を策定して、効率的に業務を執行します。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における内部統制システムを構築していくとともに、当社グループ各社の取引等については、各社の自主性を尊重し、適切に行うほか、グループ各社間の連携を密にし

ております。
　なお、子会社の取締役等は、関係会社の管理に関する規程等に基づき、当社に対する報告を行います。
　また、当社グループの財務報告の信頼性を確保します。

⑥　当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

　当社は、当社監査役（監査役会）の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、監査役と協議のうえ人選した使用人を配属し、異動、処遇、懲戒処分等の人事事項については監査役と協議します。
　また、当該使用人については、取締役からの独立性を確保し、当該使用人は監査役の指揮命令に従います。

⑦　当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

ア．内部監査部門は、当社監査役に対して定期的に内部監査の状況を報告します。
イ．当社監査役が業務及び財産の状況の報告を求めた場合には、当該取締役及び担当部門の担当者は、当社監査役に対して報告を行います。
ウ．当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項その他重要事項につき、当社監査役（監査役会）に報告します。

⑧　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

　当社グループは、前号の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行いません。
　また、当社グループでは、内部通報規程に基づく内部通報制度を設け、通報したことによる不利益取扱いを禁止するとともに、不利益取扱いをした者の処分を規定しております。

⑨　当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

　当社は、当社監査役が、監査の実施のために必要な費用の前払又は償還等を請求した場合、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、

支払を行います。

⑩　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役と当社代表取締役ほか各取締役、会計監査人及び当社内部監査部門とは、それぞれ定期的に協議を行います。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記⑴の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に基づき、適切な運用を行っております。

その運用状況の概要は、次のとおりであります。

・　取締役の職務執行につきましては、定例の取締役会を原則として月１回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の報告及び監督を行いました。

・　コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を適宜開催し、コンプライアンス状況を把握するとともに、「コンプライアンスマニュアル」の改定、コンプライアンス研修の実施など、グループコンプライアンス体制の充実を図りました。

・　リスク管理につきましては、社長室を中心にグループ全体の重要リスクについての情報共有を図るとともに、「災害対策及び事業継続マニュアル」の制定を行うなど、必要な対応を行いました。

・　内部監査につきましては、業務監査室が、内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社全体にわたる業務監査を定期的に実施しました。

また、業務監査室は、会計監査人と連携のもとで、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。

・　監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、社外取締役、会計監査人及び内部監査部門と連携し、当社主要事業所及び主要な国内外子会社への実査も含め、取締役の職務執行の状況を監査しました。また、監査役会は、会社法改正等に基づき、監査役会規程を改定しました。なお、監査役室を置き、監査役室は、監査役及び監査役会の補佐等を行っております。

（注）本事業報告では、金額及び株式数については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**69,953**	**流動負債**	**20,035**
現金及び預金	38,725	支払手形及び買掛金	12,621
受取手形及び売掛金	17,037	短期借入金	0
商品及び製品	5,591	未払金	2,713
仕掛品	1,500	未払法人税等	603
原材料及び貯蔵品	2,276	未払費用	2,026
繰延税金資産	992	賞与引当金	1,134
未収入金	1,206	役員賞与引当金	42
その他	3,018	その他	893
貸倒引当金	△ 394	**固定負債**	**1,556**
固定資産	**22,892**	長期借入金	0
有形固定資産	**19,771**	退職給付に係る負債	1,327
建物及び構築物	6,224	その他	228
機械装置及び運搬具	4,700	**負債合計**	**21,592**
土地	6,415	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	1,457	**株主資本**	**70,493**
その他	972	**資本金**	**11,635**
無形固定資産	**412**	**資本剰余金**	**10,718**
ソフトウエア	298	**利益剰余金**	**48,667**
その他	113	**自己株式**	**△ 528**
投資その他の資産	**2,708**	**その他の包括利益累計額**	**743**
投資有価証券	1,265	**その他有価証券評価差額金**	**305**
長期貸付金	2	**為替換算調整勘定**	**449**
繰延税金資産	413	**退職給付に係る調整累計額**	**△ 11**
その他	1,027	**新株予約権**	**15**
資産合計	**92,845**	**純資産合計**	**71,253**
		負債・純資産合計	**92,845**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科目	金	額
売上高		**75,039**
売上原価		**54,143**
売上総利益		**20,896**
販売費及び一般管理費		16,795
営業利益		**4,101**
営業外収益		
受取利息	240	
為替差益	348	
その他	229	818
営業外費用		
支払利息	27	
固定資産除却損	351	
その他	8	387
経常利益		**4,532**
特別損失		
減損損失	158	158
税金等調整前当期純利益		**4,373**
法人税、住民税及び事業税	1,353	
法人税等調整額	△ 140	1,213
当期純利益		**3,160**
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,151**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	11,635	10,469	46,321	△ 731	67,694
連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		249			249
剰余金の配当			△ 734		△ 734
親会社株主に帰属する当期純利益			3,151		3,151
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分			△ 69	204	135
連結範囲の変動			△ 1		△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	249	2,345	203	2,798
平成28年３月31日残高	11,635	10,718	48,667	△ 528	70,493

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成27年4月1日残高	441	3,200	18	3,660	58	836	72,250
連結会計年度中の変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							249
剰余金の配当							△ 734
親会社株主に帰属する当期純利益							3,151
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							135
連結範囲の変動							△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△ 135	△2,751	△ 29	△2,916	△ 42	△ 836	△3,795
連結会計年度中の変動額合計	△ 135	△2,751	△ 29	△2,916	△ 42	△ 836	△ 996
平成28年３月31日残高	305	449	△ 11	743	15	－	71,253

（ご参考）

（要約）連結キャッシュ・フロー計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科目	金額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	4,373
減価償却費	3,315
減損損失	158
為替差益	△ 163
固定資産除却損	351
売上債権の減少額	438
たな卸資産の増加額	△ 214
仕入債務の減少額	△ 458
その他	506
小計	8,306
法人税等の支払額	△ 884
その他	260
営業活動によるキャッシュ・フロー	**7,682**
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,985
定期預金の増加額	△ 882
その他	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△4,768**
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△ 733
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△ 578
その他	133
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△1,179**
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	**△1,347**
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	**388**
Ⅵ　現金及び現金同等物の期首残高	**34,823**
Ⅶ　連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増加額	**166**
Ⅷ　現金及び現金同等物の期末残高	**35,377**

（要約連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（平成28年３月31日現在）

現金及び預金勘定	38,725百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△3,348百万円
現金及び現金同等物	35,377百万円

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**34,522**	**流動負債**	**14,496**
現金及び預金	13,495	支払手形	1,964
受取手形	1,419	買掛金	7,713
売掛金	11,169	短期借入金	0
商品及び製品	3,400	未払金	2,637
仕掛品	363	未払費用	1,150
原材料及び貯蔵品	1,066	未払法人税等	121
繰延税金資産	421	預り金	177
短期貸付金	55	賞与引当金	688
未収入金	809	役員賞与引当金	42
その他	2,579	その他	0
貸倒引当金	△ 259	**固定負債**	**759**
固定資産	**22,205**	長期借入金	0
有形固定資産	**12,995**	長期未払金	90
建物	3,928	退職給付引当金	587
構築物	73	資産除去債務	81
機械及び装置	1,962	**負債合計**	**15,255**
車両運搬具	25	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	475	**株主資本**	**41,164**
土地	6,022	**資本金**	**11,635**
建設仮勘定	508	**資本剰余金**	**10,469**
無形固定資産	**378**	資本準備金	10,469
ソフトウエア	282	**利益剰余金**	**19,588**
その他	96	利益準備金	1,019
投資その他の資産	**8,831**	その他利益剰余金	18,568
投資有価証券	932	別途積立金	15,230
関係会社株式	5,620	繰越利益剰余金	3,338
関係会社出資金	1,734	**自己株式**	**△ 528**
長期貸付金	28	**評価・換算差額等**	**291**
長期前払費用	81	**その他有価証券評価差額金**	**291**
繰延税金資産	44	**新株予約権**	**15**
その他	387	**純資産合計**	**41,472**
資産合計	**56,727**	**負債・純資産合計**	**56,727**

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科目	金額	
売上高		**45,251**
売上原価		**33,770**
売上総利益		**11,480**
販売費及び一般管理費		10,691
営業利益		**788**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	1,136	
貸倒引当金戻入額	37	
その他	96	1,277
営業外費用		
支払利息	24	
固定資産除却損	355	
為替差損	141	
その他	1	522
経常利益		**1,543**
特別損失		
減損損失	158	158
税引前当期純利益		**1,384**
法人税、住民税及び事業税	126	
法人税等調整額	△ 105	21
当期純利益		**1,363**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年４月１日残高	11,635	10,469	1,019	15,230	2,779	19,028	△ 731	40,402
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△ 734	△ 734		△ 734
当期純利益					1,363	1,363		1,363
自己株式の取得						－	△ 0	△ 0
自己株式の処分					△ 69	△ 69	204	135
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	559	559	203	762
平成28年３月31日残高	11,635	10,469	1,019	15,230	3,338	19,588	△ 528	41,164

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成27年４月１日残高	419	58	40,880
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 734
当期純利益			1,363
自己株式の取得			△ 0
自己株式の処分			135
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 128	△ 42	△ 170
事業年度中の変動額合計	△ 128	△ 42	592
平成28年３月31日残高	291	15	41,472

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

信越ポリマー株式会社
取 締 役 会 御 中

監査法人　原会計事務所
代表社員 業務執行社員　公認会計士　横　田　純　二　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　島　崎　義　司　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

信越ポリマー株式会社
　取 締 役 会　御　中

監査法人　原会計事務所
代表社員 業務執行社員　公認会計士　横　田　純　二　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　島　崎　義　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

信越ポリマー株式会社　監査役会

常勤監査役	小　川　哲　夫	㊞
常勤監査役（社外監査役）	野　口　修　一	㊞
社外監査役	細　木　幸　仁	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題のひとつとして認識しております。

経営基盤の強化と持続的成長による企業価値の向上を目的として、財務体質の健全性確保及び研究開発投資や生産設備投資等のための内部留保を確保しつつ、業績に応じた安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、１株につき４円50銭とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金４円50銭を加えた年間配当金は、１株につき９円となります。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金４円50銭　　総額368,420,823円

⑶　剰余金の配当が効力を生ずる日
　　平成28年６月29日

第２号議案　当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社従業員及び当社子会社取締役に対し新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。

２．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

⑴　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記⑶に定める内容の新株予約権1,900個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式190,000株を上限とし、下記⑶により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

⑵　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

⑶　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の２年後の応当日の翌日から平成34年３月31日まで

④　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ⅱ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥　新株予約権の取得条項

ⅰ　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要な場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ⅱ　当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象従業員及び対象子会社取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

⑦　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記ⅲに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ⅶ　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ⅷ　新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

⑧　新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨　その他新株予約権の細目等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以　上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

⑴　書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権の行使が可能です。

ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

⑵　行使期限は、平成28年６月27日（月曜日）午後５時35分です。お早めの行使をお願いいたします。

⑶　書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

⑷　パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。

⑸　インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

（ご注意）

・　パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。

・　パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続ください。

・　議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問合せ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

⑴　議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問合せ先
　　フリーダイヤル　0120-768-524（平日　午前９時～午後９時）
⑵　上記以外の株式事務に関するお問合せ先
　　フリーダイヤル　0120-288-324（平日　午前９時～午後５時）

以　上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

メ　モ　欄

メ　モ　欄

第56回定時株主総会会場ご案内図



会場　東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
ＪＲ神田万世橋ビル
ステーションコンファレンス万世橋（4階）
(電話)03-6859-8200（代表）

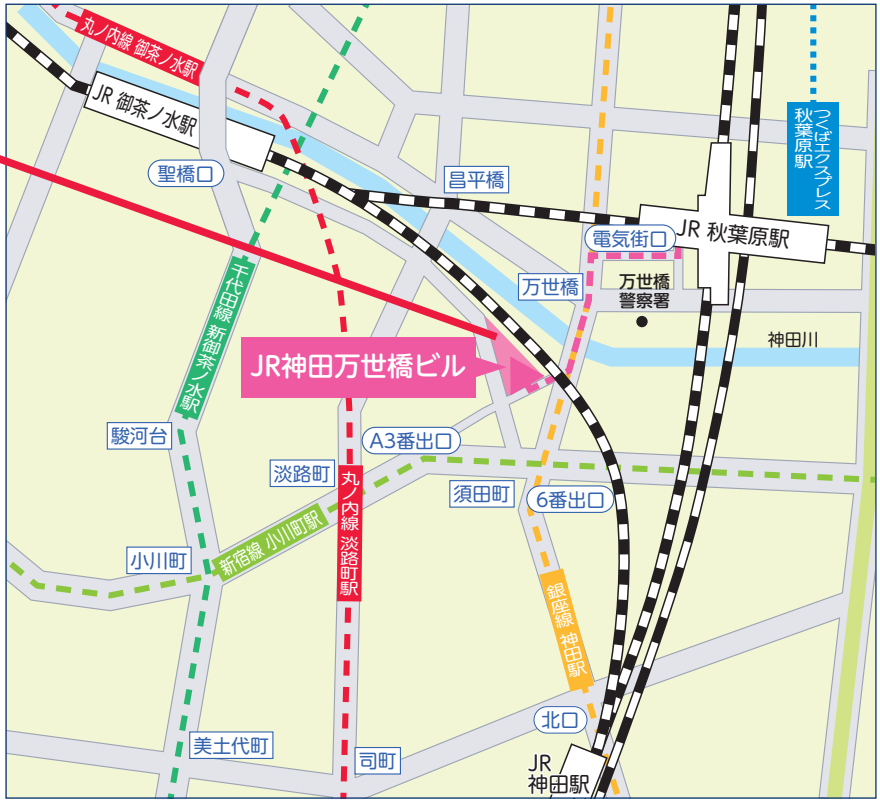

交通機関のご案内

(JR)
■秋葉原駅電気街口　徒歩5分
■御茶ノ水駅聖橋口　徒歩7分
■神田駅北口　徒歩7分
(東京メトロ)
■丸ノ内線淡路町駅A3番出口　徒歩4分
■銀座線神田駅6番出口　徒歩4分

会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、
公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。